

説明会にご参加ください

# 都市計画区域を変更します

佐賀県および武雄市は、都市計画区域の変更に向けて、次の日程で変更原案の説明会を開催します。

山内町、北方町の一部を都市計画区域とする内容で、具体的な変更内容、建築等の規制の内容などについて説明しますので、是非ご参加ください。

## 説明会日程

開催日	場所	対象地区
7月20日(水)	北方公民館	北方町
7月21日(木)	山内公民館	山内町東地区
7月22日(金)	山内公民館	山内町西地区

※いずれも19時30分から開始します。  
 ※地区割りは原則ですので、対象地区以外の人も参加できます。

## 変更となる点

- ①建築の制限（建ぺい率・容積率の制限、接道義務など）がかかります。
- ②3,000㎡以上の開発行為は許可が必要になります。
- ③大規模集客施設（10,000㎡超）の立地が制限されます。

## このような効果があります

- ①構造上、防火上、衛生上有効な建築を誘導できます。
- ②不良な宅地開発の発生を防止できます。
- ③良好な街並みや集落を形成することができます。
- ④都市計画事業（道路、公園等）を導入できます。

山内町  
北方町

## 公聴会の日程

- ◇日時 8月23日(火) 19時30分～
  - ◇場所 武雄市役所1階 会議室
- 公述（意見）の申し出がない場合は中止します。中止の場合は、8月17日(水)～23日(火)にその旨を右記閲覧場所・県および市のホームページに掲載します。

※公聴会…計画に対する意見を述べる公の場

## 計画原案の閲覧

- ◇期間 8月1日(月)～16日(火)  
(土・日曜は除きます)
- ◇時間 8時30分～17時15分
- ◇閲覧場所
  - ・佐賀県県土づくり本部 まちづくり推進課
  - ・佐賀県武雄土木事務所 管理課
  - ・武雄市まちづくり部 都市計画課
  - ・武雄市北方支所・山内支所 まちづくり課



担当: 森山  
(都市計画課)

☎ 佐賀県 まちづくり推進課  
 ☎ 0952 (25) 7159  
 まちづくり部 都市計画課  
 ☎ (23) 9418

